

第3回裁判終わる

2010年6月9日、「就業規則の不利益変更」撤回の裁判が東京地裁民事603号法廷で午前10時から行われました。当日は、原告（フェデックス労組）組合員と航空連関連の方々が傍聴参加しました。会社側からは、今回も弁護士だけの出席となりました。

冒頭、今まで双方が提出した書類の確認が行われました。今回、組合側が提出した「第1準備書面」で主に指摘した、①会社の収益を示す原資料の提出②原告に対しては実質の不利益がある③交渉は行われたが誠実な説明や協議を尽くしたとは言えないなどの説明要求に、会社が再度、書面で提出することになりました。

会社側の弁護士は、本社との確認があるので時間がかかるとして、2か月位の時間を求め、また、裁判所も夏季休暇に入るため、次回の裁判日程は8月18日となり、2か月以上も先になりました。

最後に、裁判官から、会社側へ「時間もあるので、中身の濃いものを出して下さい」との要請がありました。

これまでの経緯を簡単に整理しておきます。

- ①2009年12月24日 東京地方裁判所へ提訴
「訴状」・・・・・・・・労働契約法10条の条件を満たしていない「就業規則の一方的不利益変更」は合理性が認められない。
- ②2010年2月4日 会社側から「答弁書」が届く
「答弁書」・・・・・・・・原告の請求を棄却する